

緊急事態宣言解除後の新座市の教育活動

1 概要

緊急事態宣言が解除されたことから、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

- (1) 開始時期 **10月1日(金)から**
 (2) 対象 **新座市立小・中学校**

2 対応

(1) 基本的な感染防止対策の徹底

- ① 健康観察の徹底：検温・健康観察を徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校しない。
 - ② 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施
一般的なマスクでは、**不織布マスク**が最も高い効果がある。
 - ③ 食事（給食）中の会話禁止の徹底
 - ④ 直行直帰の徹底：登下校ではマスクを着用し、家庭からの直行直帰を徹底する。
 - ⑤ 陽性者発生時の学級閉鎖等の対応：保健所の業務ひっ迫解消までは、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」による。
- (2) 学習活動の取扱い：「感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、地域の感染状況を踏まえて判断し、実施する場合は、可能な限り飛沫防止ガードを活用する等、感染防止対策を徹底する。
- (3) 運動会、体育祭等について：実施にあたっては、感染防止の観点から開催時期、場所や時間、開催方法等について工夫する。
- (4) 修学旅行等の宿泊を伴う校外行事：宿泊を伴う校外行事については、保護者の同意を得て、更なる感染防止策を講じて実施する。
- (5) 児童生徒の心のケア：児童生徒や保護者に対して相談窓口を周知徹底するとともに、改めて個々の児童生徒の状況を把握し、適切に対応する。

3 部活動の実施について

期間	活動日数・時間	校外活動 (練習試合等)
10月1日(金) から10月15日(金)	週4日以内 ^{※1} 2時間以内(平日のみ)	禁止
年4回の大会及び コンクールとその上位 大会に参加する場合	ガイドラインによる ^{※2}	可 ^{※3、4}
10月16日以降	ガイドラインによる ^{※5} (土日いずれか1日も可とする)	可 ^{※6}

- ※1 朝練は実施しない。
 ※2 朝練が必要な場合は、十分な健康観察をした後に行う。
 ※3 合同チーム以外の複数校の合同練習や練習試合等は、自校を含め2校で行うこととする。
 ※4 実施できる範囲は、朝霞四市及び県内新座市隣接市町とする。
この条件で効果的な活動ができない場合、校長が市教委と協議したのち、職員に具体的な指示を行う。
 ※5 朝練については、感染状況等を注視し、実施の可否について改めて検討する。
 ※6 練習試合及び県外での活動は慎重に判断する。
- ◆ 本人や同居の家族に体調不良がある者は参加しないこと
 - ◆ 更衣及び休憩場面、下校時等における感染防止対策を徹底
 - ◆ 飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴うなど)は行わない
 - ◆ 生徒同士の会食等は自粛すること
 - ◆ 水分補給での感染防止対策を徹底すること
 - ◆ 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと